

なんで契約方法を見直すの？

Q 契約方法の見直しとは？

A 現在、センターが発注者から仕事を請け負うに当たって、センターはまず発注者と委託契約を結び、受託した仕事を会員に再委託する方式となっていますので、会員からみますと発注者はセンターとなり、会員と本来の発注者には契約関係が生じておりません。これを、本来の発注者と会員との間で契約関係が生じる形式となるよう、契約方法を見直すものです。

Q なんで契約方法を見直すのか？

A フリーランスとして働く人々が受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、フリーランスを利用することで利益を得る発注者に禁止事項や配慮義務等の規制を課すことを内容としたフリーランス法が令和 6 年 11 月施行されました。このフリーランスには、請負で就業するシルバー会員も該当します。現在の契約方法では発注者はセンターとなり、法の規制を受けるのはセンターとなります。そのため、本来の発注者に法律の規制がかからず、ともすれば本来の発注者として、フリーランスである会員に対して配慮を行う等の意識が希薄になってしまう恐れがあることから、本来の発注者に法律に規定されている義務を果たしてもらうため、会員と発注者との間に契約関係が生じる形式となるよう、契約方法を見直すものです。

Q 契約方法を見直すと会員の就業にどのような影響があるのか？

A 契約方法を見直しますと、形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と基本的に変わりません。

ただ、今後は会員が就業するにあたり、事前に業務の内容や報酬額等就業条件を「会員業務仕様書」により明示することが義務付けられました。

センターから会員に対し、就業条件を明示しますので、その条件に納得しましたら発注者との業務委託契約が成立したことになり、就業していただくこととなります。会員は法律に保護された上で、今までと変わらず安心して就業していただきます。

Q 会員は発注者と書面で業務委託契約を交わすのか？

A 会員にはセンターより会員業務仕様書を明示し、会員が同意すれば業務委託契約が成立したこととなりますので、書面で契約を交わすことはありません。

Q 契約方法見直し後のセンターの役割は？

A センターの役割としましては、会員と発注者の間に入ってマッチング等、様々な調整を行います。

会員の皆さんには今までどおり安心して就業できるようセンターは対応いたします。

また、万が一事故に遭われた際にも従来同様適切に対応いたします。

Q 私はフリーランスですか？

A 毎月 20 日に配分金が振り込まれる会員は、請負就業となりますので、フリーランスとなります。

月末に賃金が振り込まれる会員は、派遣就業となりますので、フリーランスではなく、労働者となります。

Q 「会員業務仕様書」はどのように明示するのか？

A 「会員業務仕様書」は就業会員に明示する必要がありますが、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、デジタルによる明示を進めています。

「Smile to Smile」の登録をお願いいたします。

Q 私はスマホもパソコンも持っていないので就業条件が確認できない

A 申し出ていただければ、書面で明示します。(事務所での交付となります。)

Q 配分金はちゃんと振り込まれるか？

A 配分金の名称が「会員業務委託料」になりますが、配分金同様、基本的には 20 日にセンターが責任をもって会員の口座に振り込みます。(休日の場合は翌日)

また、確定申告の際の税区分も「雑所得」で、配分金と同じ扱いとなります。